

2026 年 3 月 31 日

トヨタ車体健康保険組合

理事長 関 隆史



トヨタ車体健康保険組合の規約変更について

組合の規約を下記のとおり2026年2月10日開催の議決・承認を得て東海北陸厚生局へ届出書を提出したところ、2026年2月13日に受領されたので公告します。

詳細は別添の新旧条文対照表のとおりです。

記

変更後の施行日	2026年4月1日
変更条文	新旧条文対照表参照
変更内容	新旧条文対照表参照

以上

## 規程新旧条文対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(保険料額及び調整保険料額の負担割合) 第45条 一般保険料等額(内、一般保険料分)及び調整保険料額の93分の56.50は事業主、93分の36.50は被保険者において負担する。 (小数点第3位を四捨五入する。)</p>	<p>(保険料及び調整保険料の負担割合) 第45条 一般保険料額及び調整保険料額の93分の56.50は事業主、93分の36.50は被保険者において負担する。 (小数点第3位を四捨五入する。)</p>
<p>(介護保険料額の負担割合) 第45条の2 介護保険料額は事業主と被保険者において負担割合は半々とする。</p>	<p>(介護保険料の負担割合) 第45条の2 介護保険料額は事業主と被保険者において負担割合は半々とする。</p>
<p>(子ども・子育て支援金額の負担割合) 第45条の3 <u>子ども・子育て支援金額は事業主と被保険者において負担割合は半々とする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第46条～第47条 略</p>	<p>第46条～第47条 略</p>
<p>(予備費の費途) 第48条 1～2 略 3 <u>子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</u> <u>(1) 子ども・子育て支援納付金</u> <u>(2) 子ども・子育て支援金還付金</u></p>	<p>(予備費の費途) 第48条 1～2 略 (新設)</p>
<p>(準備金の保有方法) 第49条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。 (1) 郵便貯金 (2) 臨時金利調整法(昭和22年法律第181号)第1条第1項に規定する金融機関への預貯金又は金銭信託(運用方法を特定するものを除く。) (3) 公社債投資信託(外国債を運用の中心とするもの、又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。) (4) 国債又は地方債</p>	<p>(準備金の保有方法) 第49条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。 (1) 郵便貯金 (2) 臨時金利調整法(昭和22年法律第181号)第1条第1項に規定する金融機関への預貯金又は金銭信託(運用方法を特定するものを除く。) (3) 公社債投資信託(外国債を運用の中心とするもの、又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。) (4) 国債又は地方債</p>

改正後	改正前
<p>(5) 政府保証債又は金融債                      (6) 担保付社債                      (7) 抵当証券                      (8) コマーシャルペーパー                      (9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金                      (10) 健康保険組合が組合の共同目的を達成するために設置する施設及び組合の福祉事業として行う各種貸付事業への出資金                      (11) 法第150条の規定による施設である土地及び建物                      2 介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない。</p>	<p>(5) 政府保証債又は金融債                      (6) 担保付社債                      (7) 抵当証券                      (8) コマーシャルペーパー                      (9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金                      (10) 健康保険組合が組合の共同目的を達成するために設置する施設及び組合の福祉事業として行う各種貸付事業への出資金                      (11) 法第150条の規定による施設である土地及び建物                      2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号 または 第2号の方法によって保有しなければならない。</p>

附 則

(施行期日)

この規約は、2026年4月1日から施行する。